



◎岡山県告示第五百四十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

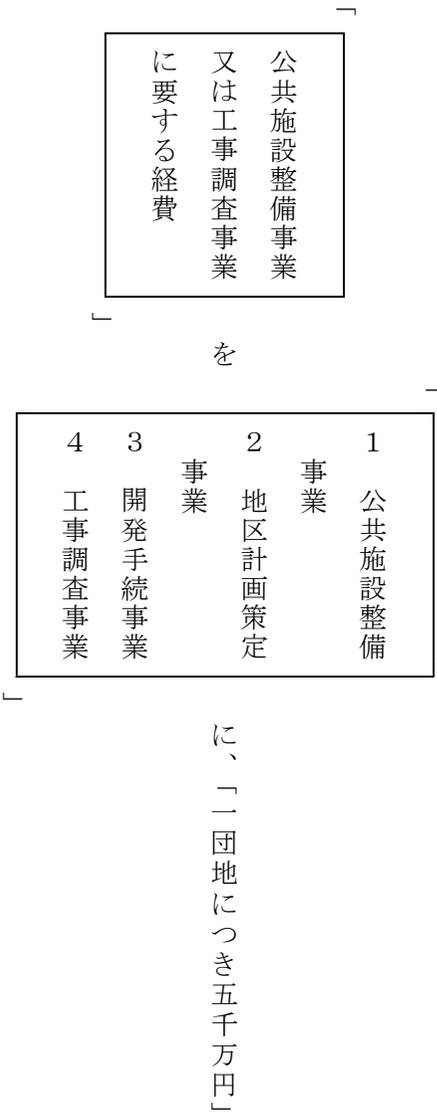
表産業労働部の部岡山県企業立地促進補助金の項を次のように改める。

自動車関連中小企業新分野進出支援事業費補助金	自動車関連の中小企業者の自動車関連分野以外の分野への事業進出による事業の多角化	自動車関連中小企業新分野進出支援事業を実施する者	自動車関連中小企業新分野進出支援事業	補助対象経費の十分の十以内
------------------------	---	--------------------------	--------------------	---------------

表産業労働部の部岡山県拠点工場化等投資促進補助金の項の次に次のように加える。

岡山県再投資サポート補助金	県内の企業の投資の促進	既に県内に立地して製造業者で、事業所の設立後十年以上が経過した	認定事業に係る家屋及び償却資産の設備投資に要する経費	補助対象経費の百分の一。ただし、一億円を限度とする。
---------------	-------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------

表産業労働部の部岡山県本社機能移転促進補助金の項中「移転し、又は本社を設立する」を「移転する」に改め、「人件費」の下に「又は認定本社に係る設備投資若しくは土地の取得若しくは認定本社の移転に要する経費」を加え、同部岡山市町村営団地開発促進事業補助金の項中



を「分譲宅盤面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合は一団地につき五千万円を、三ヘクタール以上の場合は一団地につき一億円」に改め、同部メディカルテクノバレー形成推進事業費補助金の項の次に次のように加える。

自動車関連企業 業自立化促進 支援補助金	県内の自動車 産業の維持及 び発展	公益財 団法人 岡山県 産業振 興財団	自動車関連企業自 立化促進支援助成 金事業	補助対象経費の十 分の十以内
----------------------------	-------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-------------------

表産業労働部の部岡山県プロフェッショナル人材就業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県雇用維持 緊急助成金	従業員の雇用の 維持	三菱自動車株式	県内の事業所の対 象労働者に支払つ た休業手当の額	知事が別に定めた 方法で算出した額 の二分の一に相当
------------------	---------------	---------	---------------------------------	----------------------------------

もの
----



◎岡山県告示第五百四十三号

平成二十八年度において、次の県統計調査を実施する。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

平成二十七年岡山県商品流通調査

2 目的

県内の製造業に属する事業所の商品の流通の状況を把握し、平成二十七年岡山県産業連関表を作成するための基礎資料を得る。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

県全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属する事業所のうち、別に定める商品流通調査品目一覧に掲げる三百二十三品目を生産しているもの

三 報告をを求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告をを求める事項

製造品の自らの工場における生産額及び消費額、輸出向け及び国内向け出荷額並びに国内向け出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比

2 その基準となる期日又は期間

平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 報告を求める者

二のうち千三百二十四事業所

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求める期間

平成二十八年十一月二十五日から平成二十九年一月三十一日まで

七 実施部課名

総合政策局統計分析課

◎岡山県告示第五百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

ザグザグ薬局花の街店

所在地

倉敷市宮前三三七

辞退年月日

平成二十八年十月一日

〔四三六〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項（同法第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により、一般財団法人消防試験研究センターから危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があつた。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更前の事務所の所在地

岡山市北区石関町二番一号

二 変更後の事務所の所在地

岡山市北区内山下二丁目一一番一六号

三 変更しようとする日

平成二十八年十二月五日

〔四三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人亀の街づくりセンター

三 代表者の氏名

藤井 啓輔

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田一七五七番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、JR亀甲駅周辺の地域住民及び来町者に対して、JR亀甲駅舎、同駅周辺駐車場及び地域の集会施設の管理運営並びに同駅を拠点とする観光資源と特産品の紹介及び宣伝等に関する事業を行い、JR亀甲駅を拠点に周辺の活性化及び産業経済の振興に寄与することを目的とする。

〔四三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市正崎字田中九七八―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市正崎一〇四三

長谷川尚紀

三 許可番号

岡山県指令建指第一五五号

〔四三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央六丁目二五―一三七、真壁字八神四〇八―一三、四〇八―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代五〇〇二―一六五

田邊 建雄

三 許可番号

岡山県指令建指第一二五号

〔四四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後六八一、六八一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区横井上六七八一シャーマンジョリー・オー二号棟一〇二号室

水嶋 辰也

水嶋 朋子

三 許可番号

岡山県指令建指第一五九号

◎岡山県選管告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年十月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の赤磐を創る会	澤 健	澤 陽子	赤磐市桜が丘東四―四―二四二	平成二八・九・七
石井すみとみ後援会	石井 寿富	武内 操	加賀郡吉備中央町吉川四七九一	九・二
井出たえ子後援会	井出 妙子	井出 紅一	倉敷市中庄一三八〇―六三	九・一五
大塚愛後援会	横田 賢一	小林 淳子	岡山市北区野田五―八―一―一かつらぎ野田二F	九・一
清山昇後援会	清山 昇	清山 昇	加賀郡吉備中央町湯山三三	九・五
みどり岡山	前原 成美	小林 淳子	岡山市北区野田五―八―一―一かつらぎ野田二F	九・二

◎岡山県選管告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年十月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県参議院選挙区第二支部	小野田 紀美	主たる事務所の所在地	岡山市北区西古松二一七一七オムIビ	岡山市北区丸の内一七一一二サクシー	平成二八・八・三一
自由民主党岡山県ときわ会支部	隅田 康男	主たる事務所の所在地	岡山市北区駅前町二一四一六(株)ジェイアルサービネット岡山	岡山市北区駅元町一一二一三〇一山陽S	九・一
自由民主党岡山県ときわ会支部	隅田 康男	代表者の氏名	隅田 康男	神田 隆正	〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青木秀樹後援会	白岩 秀之	会計責任者の氏名	青木 真澄	萩原 佐蔵	平成二八・九・六
小野田さきみ後援会	小野田 紀美	主たる事務所の所在地	岡山市北区西古松二一七一七オムIビ	岡山市北区丸の内一七一一二サクシー	八・三一
〃	〃	代表者の氏名	小野田 紀美	橋本 岳	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	野上 要	矢吹 彰康	〃
〃	〃	公職の種類（第一号）	参議院議員	衆議院議員	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	馬庭 直美	野上 要	九・二三
加藤勝信岡山懇話会	末長 範彦	〃	大橋 和明	能勢 泰人	〃
柴田聖和後援会	三宅 政雄	〃	柴田 初枝	小神 基宏	九・一



◎岡山県選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年十月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

税理士による江田五月後援会

桑原 一

平成二八・八・三〇

◎岡山県選管告示第四百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十八年十月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした

者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

井出 妙子

倉敷市議会議員

井出たえ子後援会

倉敷市中庄一三八〇―六三

平成二八・九・一五

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百二十三回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年十月二十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸田博

一 日時 平成二十八年十一月二十二日（火）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

◎岡山県教育委員会公告

平成二十九年年度岡山県立図書館嘱託職員（非常勤職員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十一日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、岡山県立図書館嘱託職員（非常勤職員）の平成二十九年年度採用候補者の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

嘱託職員（非常勤職員）

三 採用予定人員

二十二名

四 職務内容

岡山県立図書館において司書の業務に従事する。

五 受験資格

司書の資格を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに取得見込みの者。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者は、受験することができない。

六 受験申込みの受付

1 受付期間

平成二十八年十月二十九日（土曜日）から同年十一月十一日（金曜日）までの期間中（月曜日を除く）、九時から十八時までの間、受け付ける。なお、郵送の場合、簡易書留によるものとし、同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式とする。）
- (2) 受験票返信用封筒（定形の大サイズの封筒で、宛先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けたものとする。）
- (3) その他指定する書類（所定の様式とする。）

3 受付場所

岡山県立図書館総務・メディア課総務班

(〒七〇〇一〇八二三 岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号)

(電話 (〇八六) 二二四一―二八六 直通)

4 受験票の交付

受験票は、受験票返信用封筒で郵送する。

受験票は、受付締切後、平成二十八年十一月十八日(金曜日)頃発送するが、同月二十二日(火曜日)を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県立図書館総務・メディア課総務班まで連絡すること。

七 試験の内容

1 専門試験(記述式)

2 面接試験

八 試験の日時

平成二十八年十一月二十八日(月曜日)午前九時から

九 試験の場所

岡山県立図書館(岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号)

十 合格者の発表

試験の結果は、平成二十八年十二月中旬に合格又は不合格にかかわらず本人に郵送で通知する。

十一 受験申込書の請求先

受験申込書は、岡山県立図書館総務・メディア課総務班において交付する。なお、郵便で受験申込書を請求する場合は、返信用封筒(定形の大きさの封筒で、宛先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

十二 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に記載し、成績順に採用することとなるので、採用されない場合がある。

また、採用候補者名簿の有効期間は、平成三十二年三月三十一日までとする。

なお、採用候補者名簿に記載された者でも、採用時までに司書資格を取得できなかった場合又はその後に行われる健康診断(レントゲン写真、精密検査等)等で不適格となった場合は、採用しない。

十三 勤務条件等

1 任用期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

なお、任用期間が経過した場合でも、岡山県立図書館長が必要と認めるときは、任用期間を一年度ごとに更新することがある。（最長で平成三十二年三月三十一日までとする。）

- 2 報酬日額は、一一、四五〇円（交通費相当額を含む。）で、その他の手当は支給しない。（平成二十八年十月現在の額で、今後、変わる場合がある。）
- 3 勤務時間は、一日七時間四十五分で、年間二百四日程度の勤務とする。
- 4 時差出勤による変則勤務で、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の勤務もある。
- 5 社会保険等は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険が適用される。

十四 その他

- 1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。
- 2 身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込時に連絡すること。
- 3 試験の結果については、岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第二十五条第一項の規定により、簡易な方法により開示請求をすることができる。開示請求をすることができる内容は受験者本人の総合得点及び順位で、開示請求をすることができる者は受験者本人に限る。（本人であることを確認することができる書類及びこの採用候補者選考試験で交付した受験票又は合否通知書の提示を求めるので、持参すること。）  
なお、この開示請求は、合格発表の日から一月間、岡山県立図書館総務・メディア課総務班において受け付ける。
- 4 受験手続その他詳細については、岡山県立図書館総務・メディア課総務班に問い合わせること。